

社会福祉法人 種崎福社会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人種崎福社会の役員の報酬等について定めるものである

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会等の出席報酬等)

第3条 役員が各会合に出席したときは、1日につき1000円の報酬（旅費交通費）を支払うものとする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 役員及び調査委員会メンバー及び苦情処理第三者委員が業務に従事した場合（第3条の規定に該当する場合を除く。）は、1日につき1000円の報酬を支払う事が出来る。
理事長に報酬として、月額10000円、また監事の監査の報酬として監査1回につき3000円を支給する。

(適応除外)

第5条 役員を兼務する職員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正については、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成27年1月7日より施行する。

この規程は、平成29年3月22日より施行する。

この規程は、令和3年6月1日より施行する。